私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令について（概要）

文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室

１．改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（令和７年デジタル庁・総務省令第 11 号）の施行に伴い、私立学校教職員共済法施行規則（以下「私学共済法施行規則」という。）の規定の整備を行うもの。

２．改正の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成 26 年内閣府・総務省令第５号）第 20 条の２第 10 号（以下「新設される号」という。）が新設されることに伴い、私学共済法施行規則第 39 条の２第２項第３号で引用する同条の規定について、号ずれの整備を行う。

なお、新設される号で規定する日本国籍を有しない者に対する一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務は、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）において退職等年金給付として位置づけられている日本国籍を有しない者に対する一時金に関する事務であり、社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第５項に規定する国民健康保険団体連合会に委託する事務でないことから、私学共済法施行規則第 39 条の２第２項第３号の事務から除くこととする。

３．公布日等

公布日：令和８年６月 12 日

施行日：令和８年６月 14 日